

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策について規制が強化されています！

1.規制対象建材の拡大

- ✓ 石綿含有成形板等及び仕上塗材が追加され、全ての石綿含有建材が規制対象
- ✓ 追加された石綿含有建材の除去作業に作業基準が新設

2.罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用
- ✓ 下請負人も作業基準が適用
- ✓ 県等の立入検査対象が拡大（下請負人、営業所等）

3.作業記録の作成・保存

- ✓ 「有資格者等」による石綿の取り残しの有無等の確認
- ✓ 作業記録の作成・保存が必要

4.事前調査結果の報告

- ✓ 解体等工事の事前調査結果を県等へ報告
- ✓ 電子申請の場合は、石綿則の事前調査結果も同時に報告可能

5.有資格者等による事前調査

- ✓ 建築物石綿含有建材調査者などの有資格者による事前調査の実施が必要

事前調査結果の報告方法について

- 事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により行います。
- 「石綿事前調査結果報告システム」では、石綿障害予防規則に基づく所管の労働基準監督署への報告を同時に行うことができます。

〈石綿事前調査結果報告システム〉

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



なお、システムにより報告を行うには、「g BizID」への登録が必要です。

gBizID

<https://gbiz-id.go.jp>



お問い合わせ先

担当課	所在地	連絡先
県環境保全課	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3188
県西環境森林事務所 環境対策課	日光市瀬川51-9	0288-23-1000
県東環境森林事務所 環境対策課	真岡市荒町116-1 芳賀庁舎	0285-81-9002
県北環境森林事務所 環境対策課	大田原市本町2-2828-4那須庁舎	0287-22-2277
県南環境森林事務所 環境対策課	佐野市堀米町607 安蘇庁舎	0283-23-4445
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚3-1-1 小山庁舎	0285-22-4309
宇都宮市環境保全課	宇都宮市旭1-1-5	028-632-2420

災害により被害を受けた建築物等の 解体工事を行う際の留意事項について

- ◆ 災害時は、平常時以上に「作業の安全確保」と「石綿の飛散防止」に留意し、解体を実施する必要があります。災害時の解体等工事においても、平常時と同様に大防法が適用されますので、関係法令を遵守し、安全な施行に努めてください。

- ・平常時以上に「作業安全の確保」と「石綿飛散防止」に留意する。
- ・「立入可」の場合や、補強により立入が可能となった場合は、平常時の飛散防止措置を講ずる。
- ・石綿含有吹付け材等が使用されている可能性のある建築物で「立入不可」と判断された部分については、「注意解体」として飛散防止措置を講ずる。
- ・廃石綿等は速やかに中間処理施設・最終処分場に直接搬出する。（やむを得ず保管する場合は、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って保管。）
- ・石綿含有廃棄物及び石綿含有とみなして除去した建材は、石綿含有廃棄物の処理基準に従って保管する。

1. 建築物の状態と解体・飛散防止措置の区分

建築物等の状態	完全倒壊	補強不可	補強可能	補強不要
立入可否	立入不可		立入可	
解体の方法	注意解体		補強解体	平常解体
飛散防止措置	注意解体の飛散防止措置		平常どおり	

2. 石綿含有建材が使われている可能性のある建築物の「注意解体」

● 注意解体における石綿飛散防止措置等

対象	実施事項
近隣への配慮	・適切な掲示を実施する。
飛散防止措置	・建築物の四方は、建築物の高さ+2m又は3mの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生する。 ・工事期間中は常に作業の対象となる建築物等に散水を行うこと。
新たに見つかった石綿含有建材への対応	・解体の進行に伴い事前調査が不可能であった場所の調査が可能となった場合には、速やかに調査を行い、石綿含有建材を発見した場合には作業計画を変更する。石綿含有吹付け材等が発見された場合には、地方公共団体と協議の上届出を実施する。 ・作業計画は、できる限り不明箇所の事前調査が可能となるように作成する。 ・報告内容に変更が生じた場合は、速やかに修正、追加の報告を行う。
廃石綿等に係る廃棄物の分別等	・廃石綿等、石綿含有廃棄物、石綿を含まない廃棄物に区分し、分別する。石綿含有吹付け材等の除去に当たっては、部分隔離、薬液散布等飛散防止措置を実施する。 ・石綿の取り残しがないことを確認し、鉄骨等に石綿が残らないよう、特に注意すること。 ・区分ごとに適正な現場保管・搬出を実施する。

● 「注意解体」の標準手順における石綿飛散防止措置の実施工程

